

広島県告示第二百七十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾福山港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

福山港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾福山港放置等禁止区域

1 釜屋地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四を結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線、基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市新涯町の国土地理院四等三角点「新涯」（北緯三四度二七分一六秒六五〇三、東経一三三度二四分〇〇秒四八三一、標高マイナス〇・〇九メートル）

基点一 基準点から七三度三五分四五秒の方向八二九・〇四メートルの点
基点二 基点一から一二三度一八分四六秒の方向六三・六七メートルの点
基点三 基準点から一三一度一一分一七秒の方向四〇一・九一メートルの点
基点四 基点三から三三三度四〇分二八秒の方向一八・〇〇メートルの点
基点五 基準点から七九度一八分三一秒の方向四八六・一〇メートルの点
基点六 基点五から二二度四四分五六秒の方向三五・〇〇メートルの点

2 白茅地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市熊野町の国土地理院三等三角点「細畑」（北緯三四度二五分〇一秒三七〇九、東経一三三度二二分二一秒三〇五〇、標高三九四・四四メートル）

基点一 基準点から一三三度一二分三一秒の方向一、二八一・五四メートルの点
基点二 基点一から一一七度一分五九秒の方向二二四・三五メートルの点
基点三 基点二から二〇七度一分五八秒の方向三二二・九八メートルの点
基点四 基点三から二九七度一分五九秒の方向六一・九〇メートルの点

3 鞆町原地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市沼隈町の国土地理院四等三角点「鰯掛」（北緯三四度二三分一九秒八九二五、東経一三三度二二分〇九秒七二六五、標高二七八・五八メートル）

基点一 基準点から八〇度〇九分一四秒の方向一、〇九四・八七メートルの点

基点二 基点一から六二度〇一分三四秒の方向六〇・二五メートルの点

基点三 基点二から三二八度四〇分五七秒の方向二四・〇一メートルの点

基点四 基点三から六二度三三分一七秒の方向六二・七五メートルの点

基点五 基点四から一五一度四六分〇五秒の方向一〇七・九九メートルの点

基点六 基点五から一三一度二七分四六秒の方向六六・七三メートルの点

基点七 基点六から一五七度五七分二三秒の方向一四七・三六メートルの点

基点八 基点七から二四〇度三九分一二秒の方向一〇一・四九メートルの点

4 鞆港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置標示角度は真北方向による。）

基準点 福山市鞆町の国土地理院三等三角点「仙酔嶋」（北緯三四度二三分〇三秒

二四六四、東経一三三度二三分四七秒二〇一一、標高一五八・七二メートル）

基点一 基準点から二五三度二二分三秒の方向一、三一一・二八メートルの点

基点二 基点一から二一九度〇三分二三秒の方向八〇・〇二メートルの点

基点三 基点二から二三九度五四分三七秒の方向七七・三一メートルの点

基点四 基点三から二三二度一八分四八秒の方向二二五・二二メートルの点

基点五 基点四から二八四度五三分三五秒の方向三八・〇〇メートルの点

二 重要港湾福山港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物